

掲示期間 1.6-1.15

新潟市消防局及び消防署の当直勤務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年1月6日

新潟市消防局長 大泉 敏一

新潟市消防局訓令第1号

新潟市消防局及び消防署の当直勤務に関する規程の一部を改正する規程

新潟市消防局及び消防署の当直勤務に関する規程（平成28年新潟市消防局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号後段中「隊員」を「消防職員」に改める。

附 則

この規程は、令和7年1月6日から施行する。